

物価高騰対策 中小事業者GX推進事業費補助金

市内事業所の省エネ化を目的とした
設備転換、特定設備の導入などを支援します！

【対象者】

市内に営業の実態がある中小事業者等

- ・申請は1事業者につき1回まで
- ・中小事業者GX推進事業費補助金（LED化推進枠）との併用はできません
- ・令和6年度に実施した中小事業者GX推進事業費補助金の交付を受けた事業者も申請できます

事業承認申請期限は
令和7年10月31日(金)
まで！



【補助金額】

補助対象経費の2分の1（上限100万円）

※千円未満の端数は切り捨て

【補助対象経費】

市から事業承認を受け、令和7年11月28日（金）までに支払いや
設備導入、工事施行等が完了した 設計費・工事費・設備費

- 消費税・地方消費税は補助対象経費とはなりません
- 国・県等の類似補助制度を受ける場合、当該補助金額を除いた分が市の対象となります

【補助対象事業】 下記(1)の①～④及び(3)(4)は、市内事業者と契約して行うこと

(1)既存設備を省エネルギー設備へ転換する事業

- ①照明設備（LED照明器具に交換・更新するものは対象外） ②空調設備 ③業務用冷凍冷蔵庫
- ④変圧器 ⑤工作機械 ⑥生産設備 等

☆省エネルギー設備とは？

…既存設備と比較して年間CO2排出量が5%以上削減される設備

(2)特定の省エネルギー設備を導入する事業

- 蓄電池を伴う太陽光発電システム（自家消費に限定）
- 木質バイオマスボイラー
- 省エネ運転支援装置
（エンジン停止時に使用可能な車載型冷暖房設備）
- ビル・エネルギー管理システム（計測・計量・制御・データ保存可能な装置を含むもの）

(3)断熱改修工事

建材トップランナー基準を達成した断熱材、複層ガラスの導入、サッシの更新

(4)遮熱塗装工事

日射反射率75.0%（近赤外線領域）を超える塗料を用いるもの

※自らの事業目的以外に使用する設備や、賃貸借を目的とする事業所及び設備は対象外
例) 自宅と事業所で兼用する設備、貸主が賃貸物件備え付けの設備を更新するなど

※(3)に関して、自宅兼用事業所の場合は事業専用区画の延べ床面積が建物全体の1/2以上であること

【申請の流れ】

- ① 市へ事業承認申請 <令和7年10月31日(木)まで>
- ② 事業の実施(設備導入・工事施行・支払い等)
- ③ 市へ実績の報告 <事業完了から30日以内>
※令和7年11月中に事業が完了した場合は、令和7年11月28日まで
- ④ 補助金の交付



事業承認申請時の必要書類 (共通書類+各事業に必要な書類を提出)

共通	・ 事業承認申請書(様式第1号)
	・ 事業計画書(様式第2号)
	・ 補助対象経費見積書(様式第3号)
	・ 取得する設備の仕様等を明らかにする書類(仕様書・カタログなど)
	・ 営業証明書(市税務課窓口、各総合支所、出張所等で取得可能) ※市内に本社がある事業者や条例指定企業等は、定款(法人)又は令和6年分確定申告書(個人事業主)でも可
事業(1) (設備転換)	○ 更新前設備の現況写真
	○ 省エネルギー効果比較証明書(様式第4号)又は省エネルギー診断報告書
事業(2) (特定設備の導入)	◇ 導入予定箇所の図面・設計図等
	◇ 工事請負契約書・工事内訳明細書の案
	◇ その他 (導入設備に応じて必要書類が変わります。詳細はHPをご参照ください)
事業(3)(4) (断熱改修・遮熱塗装工事)	□ 工事を行う建物の現況写真
	□ 工事施行予定箇所及び建物全体の面積が分かる図面
	□ 建材トップランナー基準を達成していることを明らかにする書類 (3)の場合 塗料の日射反射率の性能を明らかにする書類 (4)の場合
	□ 工事請負契約書・工事内訳明細書の案

<補足事項>

- ・ 中小企業者等とは、中小企業基本法に基づく法人や、個人事業者等を指します
(農業協同組合や農業法人、社会福祉法人等は対象外)
- ・ 省エネルギー効果比較証明書(様式4号)は、設備の購入先事業者又は設備メーカーなどから証明を受ける必要があります。なお、省エネルギー診断を受けた場合は、当該証明書に代わり診断報告書を提出してください。
(省エネルギー診断実施機関：(一社)省エネルギーセンター、あきた省エネプラットフォームなど)

◎ 詳細および申請書類などはホームページをご覧ください →



【問い合わせ・申請先】大館市商工課：〒017-8555 大館市字中城20番地
TEL：0186-43-7071 / Mail：syoko@city.odate.lg (エルジー) .jp